

証券コード 6926  
2020年7月15日

株 主 各 位

東京都世田谷区等々力六丁目16番9号  
**岡谷電機産業株式会社**  
代表取締役 山田尚人  
社長執行役員

## 第97回定時株主総会継続会開催ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第97回定時株主総会継続会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

当日の資料は当社ウェブサイト (<http://www.okayaelec.co.jp>) に公開いたします。新型コロナウイルス感染防止のため、継続会へのご来場を見合わせ、ウェブサイトをご覧くださいことをご推奨いたします。

なお、継続会は、2020年6月30日開催の第97回定時株主総会の一部となりますので、継続会にご出席いただける株主様は、第97回定時株主総会において議決権を行使できる株主様と同一となります。

敬 具

記

1. 日 時 2020年7月30日(木曜日)午前10時  
(受付開始時刻は午前9時を予定しております。)
2. 場 所 東京都千代田区九段北四丁目2番25号  
アルカディア市ヶ谷(私学会館)6階 霧島
3. 目的事項  
報告事項
  1. 第97期(2019年4月1日から2020年3月31日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第97期(2019年4月1日から2020年3月31日まで)計算書類報告の件

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の「第97回定時株主総会継続会 出席票」を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、当社ウェブサイトに掲載いたします。

## 第97回定時株主総会継続会の開催の経緯

当社は2020年6月30日開催の第97回定時株主総会（以下、本総会といいます）の目的事項のうち、報告事項「第97期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件」及び「第97期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類報告の件」（以下、第97期決算報告といいます）に関し、決算手続、会計監査人の監査報告の受領など所要の手続（以下、決算関連手続といいます）を完了させたくうえで、本総会において株主の皆様にご報告する予定でした。

しかしながら、2020年5月26日に「第97回定時株主総会の継続会の開催方針に関するお知らせ」にて公表したとおり、新型コロナウイルスの感染拡大にともなう海外子会社の決算関連手続に大きな遅延が発生したため、本総会開催時点において、第97期決算報告をご報告することが出来ない状況でした。

これにともない、当社は決算関連手続の完了後、改めて本総会の継続会（以下、本継続会といいます）を開催し、本継続会で第97期決算報告をご報告すること並びに本継続会の日時及び場所の決定を取締役に ご一任いただくことに関し、本総会において株主の皆様にお諮りし、ご承認をいただきました。

このたび本継続会開催ご通知、第97期の事業報告、連結計算書類、計算書類、会計監査人の監査報告及び監査役会の監査報告をご提供いたします。

なお、本継続会は本総会の一部であり、本継続会にご出席をいただく株主様は、本総会において議決権を行使できる株主様と同一となります。

以 上

## 本継続会における新型コロナウイルス感染防止対応について

本継続会における新型コロナウイルス感染防止対応として、以下のとおりご案内申し上げます。株主の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

### 1. 株主の皆様へのお願い

- ・当日の資料は当社ウェブサイト (<http://www.okayaelec.co.jp>) に公開いたします。本継続会へのご来場を見合わせ、ウェブサイトをご覧くださいことをご推奨いたします。
- ・本継続会へご出席をお考えの株主様におかれましても、当日までの健康状態にご留意のうえ、くれぐれもご無理をなさいませんようお願い申し上げます。

### 2. 来場される株主の皆様へのお願い

- ・ご来場の際はマスクの着用をお願いいたします。
- ・会場入口に消毒液を設置いたします。入室時に手指の消毒をお願いいたします。
- ・運営スタッフはマスクを着用させていただきますので、ご了承ください。
- ・体調不良と見受けられる株主様には、運営スタッフがお声がけのうえ、ご利用の座席を指定する、またはご入場をお控えいただく場合がありますのでご了承ください。

以 上

(添付書類)

## 事業報告

( 2019年4月1日から  
2020年3月31日まで )

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及びその成果

##### イ. 営業の状況

当連結会計年度における世界経済につきましては、中国経済の景気減速や通商問題の動向等、様々な懸念が顕在化していたことに加え、2019年12月以降は新型コロナウイルスの感染拡大に端を発する経済活動の停滞により、極めて厳しい情勢が続いています。

当連結会計年度は当社にとって「車載産業への参入」に向けた開発力と生産力の基礎固めの3年間と位置づける第10次中期経営計画の2年目にあたり、さらに品質の向上やマーケティング力の強化等の重要課題にも全社を挙げて取り組んでまいりました。しかしながら前出の諸問題の影響により、中期経営計画の指標として設定した2020年度目標数値（売上高140億円、営業利益7億円、ROE5.7%、新商品比率30%）の達成はまことに遺憾ながら極めて困難な状況にあります。目下の課題は新型コロナウイルス拡大による影響の低減と、今後も事業環境の急速な回復が期待しにくいことを踏まえたコスト削減による収益力の改善であります。

当連結会計年度の販売面につきましては、前出の理由により、当社の主力分野のひとつである産業機器向けの需要が国内及び海外において大きく減少しました。そのため、売上・利益ともに前年度を大幅に下回り、営業損失を計上するに至りました。

生産・技術面につきましては、新規設備投資を中期経営計画の要である高品質・安定生産に寄与する案件に絞り込む一方で、将来の事業の柱となる新製品の研究開発活動は計画どおり推進しております。

なお、米国におけるコンデンサの取引に関する集団民事訴訟については、2016年4月の和解成立後、一部の企業が当該和解から離脱していましたが、これらの原告とは和解が成立し、対応は終了しました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は111億80百万円（前年比86%）、営業損失は2億2百万円（前年度は1億94百万円の営業利益）、経常損失は2億56百万円（前年度は1億71百万円の経常利益）となりました。また、一部の資産について、事業収益の低下に伴い減損損失を計上したことから、親会社株主に帰属する当期純損失は5億70百万円（前年度は6億70百万円の親会社株主に帰属する当期純損失）となりました。

## ロ. 部門別概況

### ノイズ対策製品

国内ではエアコン向けが増加したものの、産業機器向けの減少が大きく、また海外においては産業機器向け及びエアコン向けともに減少した結果、ノイズ対策製品の売上高は71億73百万円（前年比86%）となりました。

### サージ対策製品

海外でのエアコン向けが増加したものの、特に国内における産業機器向けの減少が大きく影響し、サージ対策製品の売上高は19億37百万円（同90%）となりました。

### 表示・照明製品

国内における防衛産業向け及び産業機器向けの減少により、表示・照明製品の売上高は16億9百万円（同81%）となりました。

### センサ製品

国内における産業機器向けエンコーダ用の減少により、センサ製品の売上高は4億59百万円（同77%）となりました。

## 部門別売上高実績

| 部 門           | 売 上 高    | 受 注 高    |
|---------------|----------|----------|
| ノ イ ズ 対 策 製 品 | 7,173百万円 | 7,231百万円 |
| サ ー ジ 対 策 製 品 | 1,937    | 2,016    |
| 表 示 ・ 照 明 製 品 | 1,609    | 1,808    |
| セ ン サ 製 品     | 459      | 469      |

### ② 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資実施額は4億49百万円であり、その主なものは、次のとおりであります。

当連結会計年度に完成した主要設備

|                                  |                               |
|----------------------------------|-------------------------------|
| 当社長野技術センター                       | ノイズ対策製品、表示・照明製品の開発設備          |
| 当社埼玉技術センター                       | ノイズ対策製品、サージ対策製品の製造設備          |
| 東莞岡谷電子有限公司                       | ノイズ対策製品、サージ対策製品及び表示・照明製品の製造設備 |
| OKAYA LANKA<br>(PRIVATE) LIMITED | ノイズ対策製品の製造設備                  |

### ③ 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

| 項 目                                                   | 2016年度<br>第 94 期  | 2017年度<br>第 95 期  | 2018年度<br>第 96 期  | 2019年度<br>(当連結会計年度)<br>第 97 期 |
|-------------------------------------------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------------------|
| 受 注 高 (百万円)                                           | 12,497            | 13,692            | 13,048            | 11,525                        |
| 売 上 高 (百万円)                                           | 12,226            | 13,648            | 13,070            | 11,180                        |
| 経常利益又は経常損失<br>(△) (百万円)                               | 468               | 571               | 171               | △256                          |
| 親会社株主に帰属する当期<br>純利益又は親会社株主に帰<br>属する当期純損失 (△)<br>(百万円) | 365               | 436               | △670              | △570                          |
| 1株当たり当期純利益又は1<br>株当たり当期純損失 (△)<br>(円)                 | 16.34             | 19.52             | △30.01            | △25.53                        |
| 総 資 産<br>(純 資 産) (百万円)                                | 14,449<br>(9,196) | 15,845<br>(9,335) | 14,479<br>(8,198) | 13,999<br>(7,169)             |
| 1株当たり純資産 (円)                                          | 411.46            | 417.67            | 366.80            | 320.79                        |

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。いずれにおいても控除される自己株式数には、「株式給付信託 (BBT)」に係る信託財産として「資産管理サービス信託銀行株式会社 (信託E口)」が保有する当社株式が含まれています。
2. 「『税効果に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を第96期の期首から適用しており、第95期に係る財産及び損益の状況については、当該会計基準を遡って適用した後の状況となっております。

## (3) 重要な子会社の状況

| 会 社 名                               | 資 本 金       | 議 決 権 比 率 | 主要な事業内容   |
|-------------------------------------|-------------|-----------|-----------|
| 東 北 才 力 や 株 式 会 社                   | 80,000千円    | 100.00%   | 電子部品の製造販売 |
| O S D 株 式 会 社                       | 10,000千円    | 100.00    | 電子部品の製造販売 |
| 岡 谷 香 港 有 限 公 司                     | 30,700千HK\$ | 100.00    | 電子部品の製造販売 |
| 東 莞 岡 谷 電 子 有 限 公 司                 | 9,000千US\$  | 100.00    | 電子部品の製造販売 |
| OKAYA LANKA (PRIVATE) LIMITED       | 250,000千LKR | 100.00    | 電子部品の製造販売 |
| 岡 谷 香 港 貿 易 有 限 公 司                 | 600千HK\$    | 100.00    | 電子部品の輸入販売 |
| OKAYA ELECTRIC (THAILAND) CO., LTD. | 10,000千THB  | 100.00    | 電子部品の輸入販売 |
| OKAYA ELECTRIC (SINGAPORE) PTE LTD  | 500千S\$     | 100.00    | 電子部品の輸入販売 |
| OKAYA ELECTRIC AMERICA, INC.        | 400千US\$    | 100.00    | 電子部品の輸入販売 |

(注) 上記の議決権比率には、当社の子会社が所有する議決権が含まれています。

#### (4) 対処すべき課題

##### ①当事業を取り巻く環境

アジアメーカーの技術力向上にともなう競争が激化する中、新たな販売領域の確保と既存品の価格低減への対応が求められています。また、直近では中国における景気減速の影響を受け、大きな割合を占める産業機器向け売上高が伸び悩んでおり、利益を確保できていない状況にあります。

事業環境の急速な改善は見通しにくいことから、コスト低減による黒字化を最優先事項として取り組んで参ります。

##### ②各セグメントの課題対応

コンデンサ製品事業においては、売上拡大のため、耐高温・高湿製品のさらなるラインナップ拡充が求められ、これを実現することで、従来納入が困難であった業界・分野へ進出する足がかりとなります。

特にアクロスコンデンサ分野においては、価格競争力をもつアジアメーカー製品との競争もあり、価格低減を徹底する製品、高付加価値により利益を確保する製品の双方を計画的に生産する必要があります。現在、専門部署にて様々な実験、試作を進めております。

また、目標としている車載産業への参入にあたっては、高機能（大容量・大電流・高周波）・高信頼性製品の開発が求められます。製品設計に加えて新素材の検討、製造方法の高度化の実験を専門部署にて進めております。

ノイズ・サージ対策製品事業においては、従来それぞれの部門において蓄積してきたノイズフィルタ技術とサージプロテクタ技術を融合させた製品の開発を進めており、早期の事業化を目指しております。

また、雷サージ対策の分野においては、長年にわたり多くの出荷実績があるガラス放電管を用いた製品に加え、耐衝撃性や汎用性に優れたセラミック製品の要求が高まっています。当社は顧客毎の需要に応え、ガラス製の生産を継続しつつ、独自性を活かしたセラミック製品を安定生産していく必要があります。またIoTの活用により、自動生産の高度化を図ってまいります。

表示・照明製品事業においては、特定顧客を納入対象とするカスタム品が主軸であり、さらなる拡大のため、独自技術の開発や新たな業界・分野における顧客の獲得が必要です。また、安定的な売上向上のため、カスタム品の汎用化によるラインナップ拡充を進めております。

センサ製品事業においては、産業機器向けエンコーダ用や時計指針補正用といった特定分野の製品において高い評価をいただいておりますが、今後はより販路を充実させ、ユーザーの拡大を図る必要があります。

なお、2020年4月より、当社は事業セグメントを以下のとおり変更しております。前出の各セグメントはいずれも新セグメントに基づいています。

(ご参考)

| 旧セグメント  | 主な品目     | → | 新セグメント         | 主な品目     |
|---------|----------|---|----------------|----------|
| ノイズ対策製品 | コンデンサ    |   | コンデンサ製品        | コンデンサ    |
|         | ノイズフィルタ  |   | ノイズフィルタ        |          |
|         | コイル      |   | コイル            |          |
| サージ対策製品 | サージプロテクタ |   | ノイズ・サージ対策製品    | サージプロテクタ |
|         | サージアブソーバ |   |                | サージアブソーバ |
| 表示・照明製品 |          |   | 表示・照明製品 (変更なし) |          |
| センサ製品   |          |   | センサ製品 (変更なし)   |          |

### ③技術・品質・生産の組織能力の強化

当社は顧客からの信頼こそがOKAYAブランドそのものであると認識し、これをより一層高めるべく、技術・品質・生産全体のレベルアップを推進しております。

高品質化と安定供給については、生産現場の改善はもとより、組織体制の変更や専門人材の集約、受注から納品までを一元管理する基幹システムの刷新も行っております。また、一部の生産設備についてはIoT化による生産状況のリアルタイム把握やトレーサビリティ向上を図る試みに着手しております。

新規ビジネス機会の創出や新技術の開発については社長直轄の部署にて取り組んでおり、併せて学術団体への参画や大学との連携を進めております。

### ④生産部門を中心とする緊急時への対応力の強化

当社は従前より、緊急事態発生時の初動対応や優先的に実施する諸施策等について、グループ全体でのBCP（事業継続計画）運用に取り組んでまいりました。今般世界経済に深刻な影響を与えている新型コロナウイルスの感染拡大など、より深刻化・多様化するリスクへの対応として、緊急事態発生時における代替生産や生産体制の見直し等、継続的な実効性向上に取り組んでまいります。

### ⑤社会環境・構造の変化への対応

新型コロナウイルス感染拡大をはじめとする事象に対し、従来の仕組みやインフラでは、十分な対応を実施することが困難な状況にあります。今後、リモート型へ移行するであろう社会の変化に対応し、社員の働き方やお客様へのサービス提供のあり方を見直していく必要があります。

(5) **主要な事業内容** (2020年3月31日現在)

当社グループは次の製品の製造販売をいたしております。

ノイズ対策製品、サージ対策製品、表示・照明製品、センサ製品

なお、当社は2020年4月1日より事業セグメントを変更いたしました。詳細は6ページをご参照ください。

(6) **主要な拠点** (2020年3月31日現在)

|        |                                                                                                                                                   |
|--------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 本 社    | 東京都世田谷区等々力六丁目16番9号                                                                                                                                |
| 営 業 所  | 東関東(東京都世田谷区)、西関東(東京都世田谷区)、名古屋(名古屋市東区)、大阪(大阪市福島区)                                                                                                  |
| 出 張 所  | 長野(長野県岡谷市)、福岡(福岡市博多区)                                                                                                                             |
| 国内開発拠点 | 長野技術センター(長野県岡谷市)、埼玉技術センター(埼玉県行田市)                                                                                                                 |
| 国内生産拠点 | 東北オカヤ株式会社(岩手県一関市・福島県安達郡)、OSD株式会社(埼玉県行田市)                                                                                                          |
| 海外生産拠点 | 岡谷香港有限公司(香港)、東莞岡谷電子有限公司(中国広東省東莞市)、OKAYA LANKA (PRIVATE) LIMITED (スリランカ)                                                                           |
| 海外販売拠点 | 岡谷香港貿易有限公司(香港)、OKAYA ELECTRIC (THAILAND) CO., LTD.(タイ国バンコク都)、OKAYA ELECTRIC (SINGAPORE) PTE LTD (シンガポール)、OKAYA ELECTRIC AMERICA, INC. (米国インディアナ州) |

(7) **使用人の状況** (2020年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

| 使 用 人 数       | 前連結会計年度末比増減 |
|---------------|-------------|
| 1,275 (478) 名 | △57 (△11) 名 |

- (注) 1. 当社グループ(当社及び連結子会社)は、複数のセグメントの製品及び商品を取り扱っており、セグメント別区分が困難なため事業のセグメント別従業員数は記載しておりません。
2. 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は( )内に年間の平均人員を外数で記載しております。
3. 正規使用人数減少の主な要因は、OKAYA LANKA (PRIVATE) LIMITED の使用人数減少によるもの、パート及び嘱託社員減少の主な要因はOKAYA LANKA (PRIVATE) LIMITED の使用人数減少によるものであります。

② 当社の使用人の状況

| 使 用 人 数    | 前事業年度末比増減 | 平 均 年 齢 | 平 均 勤 続 年 数 |
|------------|-----------|---------|-------------|
| 187 (26) 名 | △2 (△4) 名 | 41.2歳   | 14.6年       |

- (注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は( )内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2020年3月31日現在)

| 借 入 先               | 借 入 額    |
|---------------------|----------|
| 株 式 会 社 み ず ほ 銀 行   | 1,850百万円 |
| 株 式 会 社 八 十 二 銀 行   | 515      |
| 株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行 | 400      |

(9) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

当社及び関係会社（以下、「当社グループ」と言います）は、社是の「誠意」と経営理念である「ファイネストカンパニー（美しき良き会社）」、「ファイネストワーク（美しき良き仕事）」を踏まえて、健全な事業活動を展開するにあたり、法令等を遵守し、社会規範・企業倫理に則って行動するとともに、地球環境保全、社会貢献、人権尊重等について企業の社会的責任を果たすことを基本方針としています。そのために、当社は、健全で透明性の高いコーポレートガバナンスを構築し、当社グループ各社を適切に統治します。

当社は、株主に対する受託者責任及び顧客、社会、社員等のステークホルダーに対する責任並びに上記の経営理念を踏まえ、実効性あるコーポレートガバナンスの実現を構築し、当社グループの企業価値を永続的に高めるよう努めるものとします。

なお、当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な枠組み及び考え方を「コーポレートガバナンス基本方針」として制定し、当社ウェブサイトにおいて公開しております。

URL [https://www.okayaelec.co.jp/dcms\\_media/other/cg\\_200325.pdf](https://www.okayaelec.co.jp/dcms_media/other/cg_200325.pdf)

(10) その他企業集団の現況に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

## 2. 会社の現況に関する事項

### (1) 株式に関する事項（2020年3月31日現在）

- |              |                                  |
|--------------|----------------------------------|
| ① 発行可能株式総数   | 90,000,000株                      |
| ② 発行済株式の総数   | 22,921,562株<br>(自己株式205,810株を含む) |
| ③ 株主数        | 11,736名                          |
| ④ 大株主（上位10名） |                                  |

| 株 主 名                   | 持 株 数    | 持 株 比 率 |
|-------------------------|----------|---------|
| みずほ信託銀行株式会社退職給付信託沖電気工業口 | 36,020百株 | 15.86%  |
| 明治安田生命保険相互会社            | 20,660   | 9.10    |
| T P R 株 式 会 社           | 14,400   | 6.34    |
| 株 式 会 社 み ず ほ 銀 行       | 10,824   | 4.77    |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口） | 7,344    | 3.23    |
| 岡 谷 企 業 財 形 会           | 6,859    | 3.02    |
| 安 田 不 動 産 株 式 会 社       | 6,385    | 2.81    |
| み ず ほ 信 託 銀 行 株 式 会 社   | 4,650    | 2.05    |
| 資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）  | 3,654    | 1.61    |
| 岡 谷 電 機 産 業 従 業 員 投 資 会 | 3,358    | 1.48    |

- (注) 1. 持株比率は自己株式（205,810株）を控除して計算しております。なお、株式給付信託（BBT）導入により「資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）」が保有している当社株式365,400株は、上記の自己株式数には含まれていません。また、本信託勘定内の当社株式に係る議決権は、信託管理人の指図に基づき一律に行使しないものとするので、当社経営への中立性を確保しています。
2. みずほ信託銀行株式会社退職給付信託沖電気工業口は、沖電気工業株式会社がみずほ信託銀行株式会社に当社株式を信託する退職給付信託契約を締結した信託財産であり、議決権の行使については沖電気工業株式会社の指図によって行使されることになっています。
3. 持株数は百株未満を切り捨てて表示しております。

## (2) 会社役員に関する事項

### ① 取締役及び監査役の状況（2020年3月31日現在）

| 地 位       | 氏 名     | 担当及び重要な兼職の状況 |
|-----------|---------|--------------|
| 代 表 取 締 役 | 山 田 尚 人 | 社長執行役員       |
| 取 締 役     | 清 田 宗 明 | 専務執行役員       |
| 取 締 役     | 高 屋 舗 明 | 上席執行役員営業本部長  |
| 取 締 役     | 昨 間 英 之 |              |
| 取 締 役     | 房 前 芳 一 |              |
| 常 勤 監 査 役 | 吉 村 太 一 |              |
| 監 査 役     | 吉 野 卓   |              |
| 監 査 役     | 湯 澤 公 明 |              |

(注) 1. 2020年4月1日付で以下のとおり取締役の担当を変更しております。

| 氏名    | 新役職            | 旧役職            |
|-------|----------------|----------------|
| 高屋舗 明 | 取締役常務執行役員営業本部長 | 取締役上席執行役員営業本部長 |
| 清田 宗明 | 取締役            | 取締役専務執行役員      |

2. 取締役 清田宗明氏は、2020年6月15日付で退任いたしました。
3. 取締役昨間英之氏及び房前芳一氏は、社外取締役であります。
4. 常勤監査役吉村太一氏及び監査役湯澤公明氏は、社外監査役であります。
5. 監査役吉野卓氏は、沖電気工業株式会社及び当社にて、約40年にわたり決算手続並びに財務諸表等の作成に従事しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 当社と各取締役（業務執行取締役等を除く）及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。
7. 当社は、取締役昨間英之氏及び房前芳一氏、常勤監査役吉村太一氏及び監査役湯澤公明氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

### ② 取締役及び監査役の報酬等の総額

| 区 分                | 支 給 人 員   | 支 給 額               |
|--------------------|-----------|---------------------|
| 取 締 役<br>(うち社外取締役) | 5名<br>(2) | 81,760千円<br>(8,960) |
| 監 査 役<br>(うち社外監査役) | 3<br>(2)  | 26,400<br>(21,600)  |
| 合 計<br>(うち社外役員)    | 8<br>(4)  | 108,160<br>(30,560) |

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれていません。
2. 取締役の報酬額は、2008年6月24日開催の第85回定時株主総会において年額220,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
  3. 監査役の報酬額は、2008年6月24日開催の第85回定時株主総会において年額60,000千円以内と決議いただいております。

③ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の兼職状況（他の会社の業務執行者である場合）及び当社と当該他の法人等との関係

特記すべき事項はありません。

ロ. 他の法人等の社外役員の兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係

特記すべき事項はありません。

ハ. 当事業年度における主な活動状況

・取締役会及び監査役会への出席状況及び発言状況

|                  |         | 出席回数          |               | 発言状況                                                                                 |
|------------------|---------|---------------|---------------|--------------------------------------------------------------------------------------|
|                  |         | 取締役会          | 監査役会          |                                                                                      |
| 取締役              | 昨 間 英 之 | 25回<br>(100%) | —             | 取締役昨間英之氏は、前職における幅広い経験、見識から適宜発言し、専門的な意見を述べております。                                      |
| 取締役              | 房 前 芳 一 | 25回<br>(100%) | —             | 取締役房前芳一氏は、前職における工場長、海外関係会社社長の経験、見識から適宜専門的な意見を述べております。                                |
| 常<br>監<br>査<br>役 | 吉 村 太 一 | 25回<br>(100%) | 14回<br>(100%) | 常勤監査役吉村太一氏は、取締役会及び監査役会において、決議事項や報告事項に適宜質問するとともに、経営や監査活動全般について客観性や中立性を重視した意見を述べております。 |
| 監査役              | 湯 澤 公 明 | 25回<br>(100%) | 14回<br>(100%) | 監査役湯澤公明氏は、取締役会及び監査役会で公正中立な立場から適宜発言・監査意見を述べております。                                     |

(注) ( ) 内に出席率を記載しております。

### (3) 会計監査人の状況

① 名 称 有限責任 あずさ監査法人

② 報酬等の額

|                                     | 支 払 額 |
|-------------------------------------|-------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                 | 51百万円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 51    |

(注) 監査法人との契約によって、会社法上の監査と金融商品取引法上の監査を区分していないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額については、これらの合計額を記載しています。

なお、当事業年度の監査証明業務に基づく報酬には、上記以外に前事業年度に係る追加報酬の額が1百万円あります。

③ 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査項目別監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画との実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人有限責任 あずさ監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定款で定めておりますが、当該内容の契約の締結は行っておりません。

#### (4) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

##### 1. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

##### 第1条 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、岡谷グループ行動基準及びC S R基本方針を設け、その中に下記を定める。

岡谷グループは、企業活動において求められる法令遵守はもとより、経営理念を貫き、高い倫理観に即して行動することが、企業の社会的責任（C S R）を完遂するための最重要事項と認識し、公正かつ誠実で透明性の高い企業活動を遂行する。

当社の取締役は、上記方針の実践のため社是、経営理念及び岡谷グループ行動基準に従い、当社グループにおける企業倫理の遵守及び浸透に関してリーダーシップを発揮する。

当社は取締役、執行役員及び経営監査室長から構成されるコンプライアンス・リスク委員会を置き、さらにコンプライアンス・リスク管理担当役員及び内部統制担当者を置き、コンプライアンス体制の構築及び運用を行う。

##### 第2条 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は法令・社内規程に基づき、取締役の職務の執行に係る文書・記録その他情報を、その保存媒体に応じて適切・確実に、かつ検索及び閲覧可能な状態で定められた期間、保存・管理する。

##### 第3条 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループは、企業価値を高め、企業活動の持続可能な成長を実現することを阻害するあらゆるリスクに対処すべく、リスク管理基本方針を定め、リスク管理規程を設ける。これに基づき、各会議体によってグループ横断的リスク、各部署、各業務プロセスに潜むリスクを抽出・評価し、優先順位をつけて体制の整備、対応策の立案をし、対応策を講じる。さらに、各本部は、事業戦略策定時に想定される事業リスクの抽出・評価を行い対応策の検討を図る。

また、経営企画室は四半期毎にグループ内の各拠点のコンプライアンス、リスクの状況及びグループ横断型リスクを調査・分析し、取締役会及び半期に一度開催されるコンプライアンス・リスク委員会に報告する。

これらの内容は内部監査規程に基づき内部監査部門が監査にて確認する。また、コンプライアンス・リスク委員会は当社グループのリスク管理状況をレビューし、リスク管理レベルの向上を図る。

#### 第4条 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社グループは、社是、経営理念を踏まえ、取締役会が中期経営計画を策定し、その方針のもとに業務を推進する。

当社の意思決定の妥当性及び執行業務の管理監督・牽制機能を向上するため、取締役のうち一名以上は社外取締役とする。

当社は取締役会を毎月定例及び適宜開催し、経営の重要事項その他、業務執行を決定するとともに取締役の職務の執行の監督を行う。また、業務執行と監督の役割分担を明確にするとともに、より機動的な業務執行を可能にするため、執行役員制を採用する。

さらに、取締役、監査役及び執行役員から成る合同役員会を適宜開催し、重要規程の改廃等の審議を行う。なお、執行役員会は毎月定例及び適宜開催され、予算実績管理、その他業務執行に関する重要事項の意思決定をし、業務執行の円滑化を図る。

当社グループは経営方針の徹底のため、中期経営計画を立案、遂行し、これをもとに年度執行計画及び予算を立案し、各部署、関係会社、社員に至るまで方針を展開し、業務計画を策定、推進する仕組みを構築することにより、取締役の職務の効率化を図る。

#### 第5条 社員の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

当社グループは、社員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、社是、経営理念、コンプライアンス基本方針、岡谷グループ行動基準を定め、その周知徹底と実践運用を行う体制を構築する。また、これを維持向上させるため、当社グループの社員に対する教育、研修を行う計画を策定、実施する。さらに当社グループは、コンプライアンス違反行為が疑われる場合に適切に対処するため、グループ横断的内部通報制度を設ける。

なお、当社グループは内部通報（相談も含む）をした者が当該通報をしたことを理由に不利益な取扱いを受けないことを徹底している。

社員の職務の執行が法令、定款に適合することを確認し、さらに、この体制を維持向上させるため、内部監査規程に準拠した内部監査、品質・環境マニュアルに準拠した事業所内監査を実施する。

第6条 当社及び関係会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社グループにおける業務の円滑な遂行及び業務の適正を確保し、グループ各社の相乗的發展を図るべく関係会社管理規程を定める。また、当社グループは、品質・環境・安全衛生方針、品質・環境マニュアル、各種規程・規格を整備し、業務の標準化を図る。また、当社グループにおける会社間の取引は、法令、会計原則、税法その他の社会規範に照らし適切なものとする。

当社グループでは、これを確実にするため、当社グループ全体で整合した年度計画、予算を策定するとともに毎月の取締役会または四半期毎に開催される関係会社経営会議で各社長が業務執行状況、予算管理状況等を報告し、さらに、毎月開催される各本部・室会議にて業務の適正を確認する。

当社グループの業務の適正を確保し、さらに、これを維持向上させるため、

- (1) 関係会社管理統括部門を置き、関係会社の事業運営に関する重要な事項につき必要な情報交換及び検討を行う。また、当社は状況に応じてグループ内各社に取締役及び監査役を派遣する。
- (2) 関係会社の事業運営に関する特に重要な事項については、当社の承認を必要とし、取締役会または関係会社経営会議その他の重要な会議または関係会社稟議の審議を踏まえた上で決定する。
- (3) 内部監査部門は内部監査規程に準拠した内部監査を、関係会社は品質・環境マニュアルに準拠した事業所内監査を実施する。
- (4) 監査役は関係会社の監査を行うとともに、各社の監査役と意見交換等を行い、連携を図る。
- (5) 関係会社に連結財務報告に係る内部統制評価に必要な体制整備を義務付ける。

第7条 監査役がその職務を補助すべき社員を置くことを求めた場合における当該社員に関する事項

当社は、監査役の職務を補助する専任の社員を置いていないが、監査役会が監査役の職務を補助すべき専任の社員を必要と判断した場合、取締役会と監査役会で協議し、人員の配置を行うものとする。

第8条 前号の社員の取締役からの独立性に関する事項並びに当該社員に対する監査役の指示の実効性確保に関する事項

前号の社員の取締役からの独立性を確保し、当該社員に対する監査役の指示の実効性を確保するため、当該社員の任命、異動、評価等人事権に係わる事項の決定には常勤監査役の同意を得るものとする。

第9条 取締役及び社員が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制並びに報告した者が不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制  
当社では、取締役、執行役員が報告を行う取締役会、合同役員会、執行役員会に監査役が出席するほか、取締役、執行役員及び社員が業務執行上重要な討議及び報告を行う各本部・室会議、各本部・室拡大会議、関係会社経営会議、コンプライアンス・リスク委員会、品質環境委員会等の重要会議には常勤監査役が出席する。また、稟議書や議事録及び業務執行に関する重要文書を閲覧し、必要に応じて取締役及び社員から説明を聴取する。

監査役は、必要に応じて取締役会、合同役員会及び執行役員会その他の会議の場並びに取締役との定期的な意見交換の場で意見を述べるものとする。

取締役・執行役員及び社員並びに関係会社の取締役及び社員またはこれらの者から報告を受けた者は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、その他法令もしくは定款に反する事実を発見したとき、または経営・業績に影響を及ぼす重要な事実について決定したときは、直ちに監査役に報告する。

なお、当社は監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由に不利益な取扱いを受けないことを徹底している。

第10条 その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制及び監査役の職務執行について生じる費用等の処理に関する体制

監査役は、監査が実効的に行われることを確実にするため取締役と定期的な意見交換を実施するとともに、執行役員とも適宜必要な意見交換を行う。また、内部監査部門及び会計監査人と監査計画、監査内容について、情報交換を行う等相互連携を図るものとする。

監査役の職務執行について生じる費用または債務は、監査役の意見を尊重して適時適切に処理する。

第11条 当社グループの財務報告の適正性を確保するために必要な体制

適正かつ適時の財務報告を行うために経理責任者を置き、法令等及び会計基準に従った財務諸表を作成し、社内規程に基づき、協議・検討・確認を経て開示する体制を整備する。

また、財務報告に係る内部統制として、管理本部に金融商品取引法に基づく内部統制の担当者を置き、グループ全体の内部統制の状況や重要な事業拠点における業務プロセス等の把握・記録を通じて、自己及び第三者による評価並びに改善を行う体制を整備する。なお、経営監査室は当社グループの内部統制評価・改善結果を定期的に取締役会に報告する。

## 2. 運用状況の概要

|                                         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|-----------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 内部統制システム全般について                          | <b>概 要</b>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|                                         | 当社は「内部統制システムの構築に関する基本方針」に基づき、国内外の関係会社を含めた内部統制システムの整備を重点的に実施しております。なお、同方針につきましては、より具体的かつ正確に社内体制を記すため、本年3月25日に改定いたしました。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|                                         | <b>対応する「業務の適正を確保するための体制」</b>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|                                         | 内部統制システムの構築に関する基本方針                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 取締役の職務執行・関係会社管理について                     | <b>概 要</b>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|                                         | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 取締役会は毎月定例及び適宜開催され、2020年3月期におけるその回数は計25回でした。取締役会では、業務執行取締役及び執行役員に關係会社を含めた業務執行報告を義務付け、当社及び關係会社から成る企業集団における業務の適正性をモニタリングし、その内容の適正性、有効性を十分に討議しております。取締役が出席する重要会議にグループ各社のトップを出席させ、業務執行報告を求めるなど経営の透明性を維持しながら、経営理念や経営方針の徹底を図っております。</li> <li>2. 取締役、監査役及び執行役員から構成される合同役員会は適宜開催され、2020年3月期におけるその回数は計12回であり、重要規程の改定につき審議いたしました。</li> <li>3. 執行役員から構成される執行役員会は毎月定例及び適宜開催され、2020年3月期におけるその回数は計23回であり、業務執行に関する重要事項及び社長執行役員より審議委任された事項につき審議いたしました。</li> <li>4. 取締役、執行役員、關係会社社長から構成される關係会社経営会議は四半期毎に開催され、各社の計画の進捗並びに経営課題につき審議いたしました。同会議にはグループ全体のガバナンス体制確認のため、監査役も出席しております。また、本事業年度第3四半期より、關係会社経営会議に際してグループ各社社長が用いる各種報告資料のフォーマットの共通化を行い、グループ管理の効率化を図りました。</li> </ol> |
|                                         | <b>対応する「業務の適正を確保するための体制」</b>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|                                         | 第2条 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|                                         | 第4条 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 第6条 当社及び關係会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |

|                                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|--------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>コンプライアンス・<br/>リスク管理について</p> | <p><b>概 要</b></p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|                                | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 取締役、執行役員及び経営監査室長から構成されるコンプライアンス・リスク委員会を半期毎に開催し、当社グループ全体のコンプライアンス体制の運用状況や事業リスクへの対応、不正行為の発生防止策等の確認をいたしました。また、同委員会には監査役も出席しております。なお、同委員会の活動内容は品質・環境マニュアルとも連携しており、その有効性はISO9001/14001の審査対象に含まれています。また、同委員会が開催されない第1及び第3四半期においては、取締役会にて途中経過報告を行い、年間を通して継続的な活動を実施しております。</li> <li>2. 前出の半期毎に開催されるコンプライアンス・リスク委員会並びに第1及び第3四半期における取締役会報告に際し、グループ会社各拠点の責任者にコンプライアンス・リスク管理報告を義務付け、リスク管理レベルの向上を図っております。なお、コンプライアンス担当部門が当該報告より把握した情報は、全て監査役会及び経営監査室と共有がなされています。</li> <li>3. 国内外に勤務する社員を対象に、計9回のコンプライアンス研修を実施しました。研修にて用いた資料はファイルサーバにて共有し、グループ役員及び社員が適宜閲覧・ダウンロードできる体制を整えております。</li> <li>4. 品質・環境保証の思想及び活動内容の標準化を推進するため、経営企画室長及び各部門の品質管理責任者から構成される品質環境委員会を隔月で開催しており、製品の品質や各事業所の取り組み状況の共有を図っております。また、品質・環境委員会で提起された重要課題は、前出のコンプライアンス・リスク委員会でも報告され、より多角的な視座で継続監視しております。</li> <li>5. 内部監査規定に従い、経営監査室が年間監査計画を立案し、その計画に基づき内部監査を実施しております。</li> <li>6. リスク管理基本方針及びリスク管理規程を定めており、本事業年度中に発生したスリランカ同時多発テロ及び新型コロナウイルス感染拡大に際しても、グループ役員及び社員の安全確保、迅速な情報共有、代替生産の実施等の対応を行いました。また、その後のコンプライアンス・リスク委員会では、これらの対応のレビューを行い、改善点の抽出も行っております。</li> <li>7. 2018年度に全面改定した接待関連規程につき、監査体制の強化を図りました。接待に際しては、管理本部における内容確認に加え、経営監査室による監査を実施しております。</li> <li>8. 各国における競争法を遵守するため、競合他社が同席する、もしくは同席する可能性がある会合等への参加に際しては、参加社員による所属本部長及びコンプライアンス・リスク管理担当役員への事前承認及び事後報告を義務付けました。</li> </ol> |

開催し通知

事業報告

計算書類

監査報告

|                        |                                                                                                                                                         |
|------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| コンプライアンス・<br>リスク管理について | <b>概 要</b>                                                                                                                                              |
|                        | 9. コンプライアンス基本方針と岡谷グループC S R方針を統合し、新たなC S R基本方針としました。コンプライアンスの遵守がC S R実現の最重要事項であることを再認識したうえで、グループ全体で共有する方針を具体的に記載し、WEBサイト上で公開することで、当社グループの意思を内外に示しております。 |
|                        | <b>対応する「業務の適正を確保するための体制」</b>                                                                                                                            |
| 第1条                    | 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制                                                                                                                       |
| 第3条                    | 損失の危険の管理に関する規程その他の体制                                                                                                                                    |
| 第5条                    | 社員の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制                                                                                                                         |

|          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 監査役について  | <b>概 要</b>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|          | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 当社では取締役会のみならず社内的重要会議についても監査役が出席し、取締役及び子会社社員を含む社員に対し、必要に応じ報告を求めたり、意見交換やヒアリングを実施したりし、監査役の監査が実効的に行われることを確保しました。また、ヒアリングの実施に際しては、国内外の子会社を含むグループ各拠点への往査を実施し、その有効性を確実なものにしています。</li> <li>2. 監査役は上記の重要会議に出席したほか、定期的に各取締役との意見交換会及び社外取締役との連絡会を実施しております。</li> <li>3. 監査役をサポートする体制として、監査役の職務を補助する社員1名を配置し、当該社員の任命、異動については常勤監査役の同意を得ることとし、取締役会からの独立性を確保できる体制としております。</li> <li>4. 当社及び関係会社の取締役及び社員は、監査役に必要な情報を提供したことを理由として、不利益な取扱いを受けることはありません。</li> </ol> |
| 財務報告について | <b>対応する「業務の適正を確保するための体制」</b>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|          | 第7条 監査役がその職務を補助すべき社員を置くことを求めた場合における当該社員に関する事項                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|          | 第8条 前号の社員の取締役からの独立性に関する事項並びに当該社員に対する監査役の指示の実効性確保に関する事項                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|          | 第9条 取締役及び社員が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制並びに報告した者が不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|          | 第10条 その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制及び監査役の職務執行について生じる費用等の処理に関する体制                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|          | <b>概 要</b>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|          | 責任者及び金融商品取引法に基づく内部統制の担当者を管理本部に置き、適正かつ適時の財務報告を行う体制をとっております。また経営監査室は内部統制監査を行い、その評価・改善結果を取締役に報告しています。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|          | <b>対応する「業務の適正を確保するための体制」</b>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|          | 第11条 当社グループの財務報告の適正性を確保するために必要な体制                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |

(5) **会社の支配に関する基本方針**

当社は、現経営陣による会社財産の有効な活用、適切な企業集団の形成等の取り組みによって、企業価値・株式価値が向上していくものと確信しており、特段の買収防衛策は考えておりません。今後も、株主の皆様との関係を良好に保ちながら、企業価値・株式価値を向上すべく、皆様の負託に応えていく所存でございます。

# 連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額               | 科 目                | 金 額               |
|-----------------|-------------------|--------------------|-------------------|
| <b>(資産の部)</b>   |                   | <b>(負債の部)</b>      |                   |
| <b>流動資産</b>     | <b>9,705,216</b>  | <b>流動負債</b>        | <b>3,454,906</b>  |
| 現金及び預金          | 4,648,110         | 支払手形及び買掛金          | 761,145           |
| 受取手形及び売掛金       | 3,383,088         | 短期借入金              | 1,099,275         |
| 商品及び製品          | 462,707           | 一年内返済予定の長期借入金      | 600,000           |
| 仕掛品             | 336,034           | リース債務              | 73,016            |
| 原材料及び貯蔵品        | 571,584           | 未払費用               | 429,053           |
| 前払費用            | 57,324            | 未払法人税等             | 38,428            |
| その他             | 246,804           | 未払金                | 307,231           |
| 貸倒引当金           | △438              | その他                | 146,756           |
| <b>固定資産</b>     | <b>4,293,910</b>  | <b>固定負債</b>        | <b>3,374,302</b>  |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>2,778,311</b>  | 長期借入金              | 2,250,000         |
| 建物及び構築物         | 850,946           | リース債務              | 65,382            |
| 機械装置及び運搬具       | 618,757           | 繰延税金負債             | 153,612           |
| 工具器具及び備品        | 63,732            | 役員株式給付引当金          | 18,939            |
| 土地              | 1,040,715         | 再評価に係る繰延税金負債       | 204,253           |
| リース資産           | 113,110           | 退職給付に係る負債          | 659,114           |
| 建設仮勘定           | 91,048            | 資産除去債務             | 7,505             |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>198,137</b>    | その他                | 15,492            |
| ソフトウェア          | 16,536            | <b>負債合計</b>        | <b>6,829,209</b>  |
| ソフトウェア仮勘定       | 176,590           | <b>(純資産の部)</b>     |                   |
| その他             | 5,010             | <b>株主資本</b>        | <b>6,394,936</b>  |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>1,317,461</b>  | 資本金                | 2,295,169         |
| 投資有価証券          | 1,122,248         | 資本剰余金              | 1,931,556         |
| 繰延税金資産          | 93,216            | 利益剰余金              | 2,360,606         |
| その他             | 234,060           | 自己株式               | △192,396          |
| 貸倒引当金           | △132,063          | <b>その他の包括利益累計額</b> | <b>774,982</b>    |
| <b>資産合計</b>     | <b>13,999,127</b> | その他有価証券評価差額金       | 281,633           |
|                 |                   | 繰延ヘッジ損益            | △6,721            |
|                 |                   | 土地再評価差額金           | 472,765           |
|                 |                   | 為替換算調整勘定           | 46,102            |
|                 |                   | 退職給付に係る調整累計額       | △18,798           |
|                 |                   | <b>純資産合計</b>       | <b>7,169,918</b>  |
|                 |                   | <b>負債・純資産合計</b>    | <b>13,999,127</b> |

開催し通知

事業報告

計算書類

監査報告

## 連結損益計算書

( 2019年4月1日から  
2020年3月31日まで )

(単位：千円)

| 科 目                           | 金 額     | 額          |
|-------------------------------|---------|------------|
| 売 上 高                         |         | 11,180,461 |
| 売 上 原 価                       |         | 8,870,734  |
| 売 上 総 利 益                     |         | 2,309,727  |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費           |         | 2,512,315  |
| 営 業 損 失                       |         | 202,588    |
| 営 業 外 収 益                     |         |            |
| 受 取 利 息 及 び 配 当 金             | 86,440  |            |
| 貸 倒 引 当 金 戻 入 益               | 13,303  |            |
| そ の 他                         | 16,092  | 115,836    |
| 営 業 外 費 用                     |         |            |
| 支 払 利 息                       | 26,809  |            |
| 為 替 差 損                       | 104,567 |            |
| そ の 他                         | 38,297  | 169,674    |
| 経 常 損 失                       |         | 256,426    |
| 特 別 利 益                       |         |            |
| 投 資 有 価 証 券 売 却 益             | 13,514  | 13,514     |
| 特 別 損 失                       |         |            |
| 減 損 損 失                       | 246,439 | 246,439    |
| 税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失         |         | 489,350    |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税       | 79,194  |            |
| 法 人 税 等 調 整 額                 | 2,184   | 81,378     |
| 当 期 純 損 失                     |         | 570,729    |
| 親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 損 失 |         | 570,729    |

## 連結株主資本等変動計算書

( 2019年4月1日から  
2020年3月31日まで )

(単位：千円)

|                               | 株 主 資 本   |           |           |          |           |
|-------------------------------|-----------|-----------|-----------|----------|-----------|
|                               | 資 本 金     | 資 本 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金 | 自 己 株 式  | 株 主 資 本 計 |
| 当連結会計年度期首残高                   | 2,295,169 | 1,931,556 | 2,907,662 | △192,286 | 6,942,102 |
| 連結会計年度中の変動額                   |           |           |           |          |           |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純損失(△)        |           |           | △570,729  |          | △570,729  |
| 自己株式の取得                       |           |           |           | △109     | △109      |
| 土地再評価差額金の取崩                   |           |           | 23,674    |          | 23,674    |
| 株主資本以外の項目の連結<br>会計年度中の変動額(純額) |           |           |           |          | -         |
| 連結会計年度中の変動額合計                 | -         | -         | △547,055  | △109     | △547,165  |
| 当連結会計年度末残高                    | 2,295,169 | 1,931,556 | 2,360,606 | △192,396 | 6,394,936 |

|                               | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額  |            |            |                   |          |                   |                                  | 純 資 産 計 |
|-------------------------------|------------------------|------------|------------|-------------------|----------|-------------------|----------------------------------|---------|
|                               | そ の 他<br>有価証券<br>評価差額金 | 繰 上<br>償 減 | 越 前<br>シ 益 | 土 地<br>再 差<br>評 額 | 地 価<br>金 | 為 替<br>整 換<br>算 定 | 退 職<br>給 付<br>に 関<br>する 累<br>計 額 |         |
| 当連結会計年度期首残高                   | 654,308                | -          | 496,439    | 119,882           | △14,575  | 1,256,056         | 8,198,158                        |         |
| 連結会計年度中の変動額                   |                        |            |            |                   |          |                   |                                  |         |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純損失(△)        |                        |            |            |                   |          | -                 | △570,729                         |         |
| 自己株式の取得                       |                        |            |            |                   |          | -                 | △109                             |         |
| 土地再評価差額金の取崩                   |                        |            | △23,674    |                   | △23,674  |                   | -                                |         |
| 株主資本以外の項目の連結<br>会計年度中の変動額(純額) | △372,675               | △6,721     |            | △73,779           | △4,223   | △457,399          | △457,399                         |         |
| 連結会計年度中の変動額合計                 | △372,675               | △6,721     | △23,674    | △73,779           | △4,223   | △481,073          | △1,028,239                       |         |
| 当連結会計年度末残高                    | 281,633                | △6,721     | 472,765    | 46,102            | △18,798  | 774,982           | 7,169,918                        |         |

開催し通知

事業報告

計算書類

監査報告

## 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

### I. 連結の範囲等に関する事項

#### 1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数…… 9社

(すべての子会社を連結の範囲に含めております。)

(2) 連結子会社の名称……

東北オカヤ株式会社、OSD株式会社、岡谷香港有限公司、  
東莞岡谷電子有限公司、OKAYA LANKA (PRIVATE) LIMITED、  
岡谷香港貿易有限公司、OKAYA ELECTRIC (THAILAND) CO., LTD.、  
OKAYA ELECTRIC (SINGAPORE) PTE LTD、OKAYA ELECTRIC AMERICA, INC.

#### 2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

#### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、東莞岡谷電子有限公司の決算日は12月31日であります。

連結計算書類の作成にあたっては連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。なお、その他の連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

### II. 会計方針に関する事項

#### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの …………… 連結決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

時価のないもの …………… 移動平均法に基づく原価法によっております。

#### 2. デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法によっております。

### 3. たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品、仕掛品、  
 原材料及び貯蔵品 …………… 主として先入先出法による原価法（貸借対照表価額  
 については収益性の低下に基づく簿価の切下げの方  
 法）によっております。

### 4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産 …………… 当社及び国内連結子会社は主として定率法によって  
 (リース資産を除く) …………… おります。

ただし、当社及び国内連結子会社では、1998年4  
 月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）  
 並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設  
 備及び構築物については、定額法によっておりま  
 す。

海外連結子会社は主として定額法によっておりま  
 す。

(2) 無形固定資産 …………… 定額法によっております。  
 (リース資産を除く)

(3) リース資産

所有権移転ファイナンス・リー …… 自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一  
 ス取引に係るリース資産 …… の方法によっております。

所有権移転外ファイナンス・リー …… リース取引期間を耐用年数とし、残存価額を零とす  
 ス取引に係るリース資産 …… る定額法によっております。

### 5. 引当金の計上方法

(1) 貸倒引当金 …………… 売上債権、貸付金等の債権の貸倒損失に備えるため、一般債権に  
 ついては貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権について  
 は個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しておりま  
 す。

(2) 役員株式給付引当金 …… 「役員株式給付規程」に基づく取締役及び上席執行役員への株  
 式の給付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付  
 債務の見込額に基づき計上しております。

## 6. その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

### (1) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定率法により按分した額を、発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

### (2) ヘッジ会計の方法

#### ① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

なお、為替予約が付されている外貨建て金銭債権債務等については、振当処理の要件を満たしている場合には振当処理によっており、金利スワップ取引については特例処理の要件を満たしている場合には特例処理によっております。

#### ② ヘッジ手段とヘッジ対象

- |          |      |                      |
|----------|------|----------------------|
| a. ヘッジ手段 | ………… | 為替予約                 |
| ヘッジ対象    | ………… | 外貨建て金銭債権債務及び外貨建て予定取引 |
| b. ヘッジ手段 | ………… | 金利スワップ取引             |
| ヘッジ対象    | ………… | 長期借入金利息              |
| c. ヘッジ手段 | ………… | 商品先物取引               |
| ヘッジ対象    | ………… | 原材料の購入価格             |

#### ③ ヘッジ方針

当社グループの規程である「デリバティブ取引管理規程」に基づき、金利変動リスク、為替変動リスク、材料価格変動リスク低減のため、ヘッジを行っております。

#### ④ ヘッジの有効性の評価の方法

ヘッジ取引前に、有効性を検討した上で取締役会にて承認を受け、手続き及び管理は当社管理本部が行っております。ヘッジ取引以降においては、ヘッジ手段の損益とヘッジ対象の損益が高い程度で相殺される状態及びヘッジ対象のキャッシュ・フローが固定されその変動が回避される状態が、引き続き認められることを定期的に検証することとしております。また、為替予約の締結時に、外貨建てによる同一金額で同一期日の為替予約を振当てており、その後の為替変動による相関関係は完全に確保されているため決算日における有効性の評価を省略しております。同様に、特例処理の要件を満たしている金利スワップ取引については、有効性の評価を省略しております。

- (3) 消費税等の会計処理方法  
税抜き方式によっております。

### Ⅲ. 会計方針の変更

(IFRS第16号「リース」の適用)

国際財務報告基準 (IFRS) を適用している一部の在外連結子会社において、当連結会計年度よりIFRS第16号「リース」(以下「IFRS第16号」という。)を適用しております。

これにより、リースの借手は、原則としてすべてのリースを連結貸借対照表に資産及び負債を計上しております。

IFRS第16号の適用については、経過的な取扱いに従っており、会計方針の変更による累積的影響を適用開始日に認識する方法を採用しております。

なお、当該会計基準の適用が連結計算書類に与える影響は軽微であります。

### Ⅳ. 追加情報

(会計上の見積り)

新型コロナウイルス感染症の影響は、現在においても継続しており、当社の事業活動にも大きな影響を及ぼしています。当社は、連結計算書類の作成にあたって様々な会計上の見積りを行っておりますが、新型コロナウイルス感染症の影響を会計上の見積りに反映するにあたり、主として次のような仮定を置いております。なお、以下の記載は現在の状況及び入手可能な情報に基づき、合理的と考えられる見積り及び判断を行っておりますが、新型コロナウイルス感染症の広がりや収束時期等の見積りには不確実性を伴うため、実際の結果はこれらの見積りと異なる場合があります。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により売上高への影響が生じております。当社は2020年10月以降徐々に売上高が回復すると想定しておりますが、翌連結会計年度における当社の売上高は、当連結会計年度からの成長は困難である可能性が高いと見込んでおります。一部の会計上の見積りについては、このシナリオを用いて財務諸表計上額を評価しております。

当社グループの連結計算書類の作成にあたり、不確実性の高い会計上の見積りの内容は次のとおりです。

#### 1. 固定資産の減損

当社では、2020年3月末における減損損失の認識等の判定にあたって、将来キャッシュ・フローの見積りに新型コロナウイルス感染症の拡大による影響を反映しており、上記に記載した想定シナリオに基づき、将来キャッシュ・フローの見積りを行っております。

## V. 連結貸借対照表に関する注記

1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
2. 有形固定資産の減価償却累計額 9,362,350千円  
(減損損失累計額を含む)
3. 担保提供資産並びに担保付債務  
担保提供資産  
建物及び構築物 10,252千円  
機械装置及び運搬具 0千円  
工具器具及び備品 0千円  
土地 805,633千円  
担保付債務  
長期借入金 600,000千円
4. 土地の再評価  
「土地の再評価に関する法律」(1998年3月31日公布、1999年3月31日改正)に基づき事業用土地の再評価を行っております。再評価の方法は、「土地の再評価に関する法律施行令」(1998年政令第119号)第2条第4号に定める地価税法の路線価に基づいて算定しております。また、再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、再評価差額からこれを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。  
再評価を行った年月日 2000年3月31日  
再評価を行った土地の連結会計年度末における  
時価と再評価後の帳簿価額との差額 △531,951千円

## Ⅵ. 連結損益計算書に関する注記

- 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
- 減損損失

当社グループは、原則として事業単位の製品別セグメントに資産のグルーピングを行っており、遊休資産については個別にグルーピングを行っております。

ノイズフィルタ製品において営業活動から生じる損益が継続してマイナスとなったため、当該事業に係る固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額246,439千円を減損損失として特別損失に計上しました。回収可能価額は正味売却価額により測定しています。正味売却価額については、帳簿価額に重要性があるものは不動産鑑定評価、それ以外については路線価等に基づき算定しております。

その内訳は以下のとおりであります。

| 場 所     | 用 途                        | 種 類       | 金 額       |
|---------|----------------------------|-----------|-----------|
| 日本、アジア等 | 事業用資産<br>(ノイズフィルタ<br>生産設備) | 建物及び構築物   | 86,615千円  |
|         |                            | 機械装置及び運搬具 | 34,668千円  |
|         |                            | 工具器具及び備品  | 11,329千円  |
|         |                            | 土地        | 37,965千円  |
|         |                            | リース資産     | 17,522千円  |
|         |                            | 建設仮勘定     | 21,630千円  |
|         |                            | 無形固定資産    | 36,707千円  |
| 合計      |                            |           | 246,439千円 |

## Ⅶ. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

- 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
- 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| 株 式 の 種 類 | 当連結会計年度期首<br>株 式 数 (株) | 当 連 結 会 計 年 度<br>増 加 株 式 数 (株) | 当 連 結 会 計 年 度<br>減 少 株 式 数 (株) | 当連結会計年度末<br>株 式 数 (株) |
|-----------|------------------------|--------------------------------|--------------------------------|-----------------------|
| 普 通 株 式   | 22,921,562             | —                              | —                              | 22,921,562            |

- 剰余金の配当に関する事項

- (1) 配当金支払額等

該当事項はありません。

- (2) 基準日が当連結会計年度末日に属する配当のうち、配当の効力発生が翌連結会計年度となるもの

該当事項はありません。

## Ⅷ. 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループ（当社及び連結子会社）は、金融機関との間で変動的な運転資金については当座貸越枠、半固定的な運転資金については短期融資枠を設定し、設備投資などの固定的な資金については長期借入金で対応しております。また、リスク対応として長期コミットメントラインを設定しております。デリバティブは為替変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行っておりません。

また、一時的な余剰資金については、安全性の高い金融資産で運用しております。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、当社グループの規程に従い、リスク管理を図っております。

また、投資有価証券は株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っています。

営業債務である支払手形及び買掛金、未払金は、1年以内の支払期日であります。

借入金及びリース債務の用途は運転資金（主として短期）及び設備投資資金（長期）であり、償還日は最長で決算日後19年であります。資金運用の効率化と金融リスクの低減及び支払利息の削減を図るため、グループファイナンス化を進めております。

デリバティブは為替変動リスクに対するリスクヘッジを目的とした為替予約であります。なお、ヘッジ会計の方法、ヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性の評価の方法については、前述の「会計方針に関する事項」の「その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項」の「ヘッジ会計の方法」に記載しております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

|                       | 連結貸借対照表計上額<br>(*1) | 時価<br>(*1)  | 差額     |
|-----------------------|--------------------|-------------|--------|
| (1) 現金及び預金            | 4,648,110          | 4,648,110   | －      |
| (2) 受取手形及び売掛金         | 3,383,088          | 3,383,088   | －      |
| (3) 投資有価証券<br>その他有価証券 | 1,118,124          | 1,118,124   | －      |
| (4) 支払手形及び買掛金         | (761,145)          | (761,145)   | －      |
| (5) 短期借入金             | (1,099,275)        | (1,099,275) | －      |
| (6) 一年内返済予定の長期借入金     | (600,000)          | (599,609)   | △390   |
| (7) リース債務（流動負債）       | (73,016)           | (70,248)    | △2,768 |
| (8) 未払金               | (307,231)          | (307,231)   | －      |
| (9) 長期借入金             | (2,250,000)        | (2,248,755) | △1,244 |
| (10) リース債務（固定負債）      | (65,382)           | (57,333)    | △8,049 |
| (11) デリバティブ取引(*2)     | (6,721)            | (6,721)     | －      |

(\*1) 負債に計上されているものについては、( )で示しております。

(\*2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については( )で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、並びに(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

時価について、株式は取引所の価格によっております。

(4) 支払手形及び買掛金、(5) 短期借入金、並びに(8) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

- (6) 一年内返済予定の長期借入金、(7) リース債務（流動負債）、(9) 長期借入金、並びに(10) リース債務（固定負債）

これらの時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

- (11) デリバティブ取引

振当処理済みの為替予約等については、ヘッジ対象とされている買掛金及び未払金と一体として処理されているため、その時価は、当該買掛金及び未払金の時価に含めて記載しております（上記(4)及び(8)参照）。

(注2) 非上場株式（連結貸借対照表計上額 4,124千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

#### Ⅸ. 1株当たり情報に関する注記

|            |         |
|------------|---------|
| 1株当たり純資産額  | 320円79銭 |
| 1株当たり当期純損失 | 25円53銭  |

(注) 株主資本において自己株式として計上されている「株式給付信託（ＢＢＴ）」に残存する自社の株式は、1株当たり当期純損失の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めており、また、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めております。

なお、1株当たり当期純損失の算定上、控除した「株式給付信託（ＢＢＴ）」の期中平均株式数は365,400株であり、1株当たり純資産額の算定上、控除した「株式給付信託（ＢＢＴ）」の当連結会計年度末の株式数は365,400株であります。

# 貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額               | 科 目             | 金 額               |
|-----------------|-------------------|-----------------|-------------------|
| <b>(資産の部)</b>   |                   | <b>(負債の部)</b>   |                   |
| <b>流動資産</b>     | <b>8,059,106</b>  | <b>流動負債</b>     | <b>3,815,455</b>  |
| 現金及び預金          | 2,876,679         | 支払手形            | 275,702           |
| 受取手形            | 187,614           | 買掛金             | 968,402           |
| 電子記録債権          | 1,051,386         | 短期借入金           | 1,410,784         |
| 売掛金             | 2,284,776         | 一年内返済予定の長期借入金   | 600,000           |
| 商品及び製品          | 226,070           | リース債務           | 10,457            |
| 仕掛品             | 61,982            | 未払金             | 219,894           |
| 原材料及び貯蔵品        | 26,131            | 未払費用            | 267,353           |
| 未収入金            | 65,943            | 未払法人税等          | 14,488            |
| 短期貸付金           | 1,252,854         | その他             | 48,372            |
| その他の他           | 177,787           | <b>固定負債</b>     | <b>3,189,683</b>  |
| 貸倒引当金           | △152,121          | 長期借入金           | 2,250,000         |
| <b>固定資産</b>     | <b>4,337,392</b>  | リース債務           | 39,717            |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>1,436,880</b>  | 退職給付引当金         | 624,363           |
| 建物              | 623,128           | 役員株式給付引当金       | 18,939            |
| 構築物             | 14,983            | 繰延税金負債          | 111,598           |
| 機械及び装置          | 196,658           | 再評価に係る繰延税金負債    | 137,559           |
| 工具器具及び備品        | 19,596            | 資産除去債務          | 7,505             |
| 土地              | 544,236           | <b>負債合計</b>     | <b>7,005,139</b>  |
| リース資産           | 4,004             | <b>(純資産の部)</b>  |                   |
| 建設仮勘定           | 34,272            | <b>株主資本</b>     | <b>4,825,403</b>  |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>85,576</b>     | 資本金             | 2,295,169         |
| ソフトウェア          | 4,434             | 資本剰余金           | 1,931,556         |
| ソフトウェア仮勘定       | 77,326            | 資本準備金           | 1,157,189         |
| その他             | 3,814             | その他資本剰余金        | 774,366           |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>2,814,936</b>  | 利益剰余金           | 791,073           |
| 投資有価証券          | 902,450           | 利益準備金           | 189,962           |
| 関係会社株式          | 1,835,775         | その他利益剰余金        | 601,111           |
| その他             | 208,773           | 繰越利益剰余金         | 601,111           |
| 貸倒引当金           | △132,063          | 自己株式            | △192,396          |
| <b>資産合計</b>     | <b>12,396,499</b> | <b>評価・換算差額等</b> | <b>565,957</b>    |
|                 |                   | その他有価証券評価差額金    | 244,371           |
|                 |                   | 土地再評価差額金        | 321,585           |
|                 |                   | <b>純資産合計</b>    | <b>5,391,360</b>  |
|                 |                   | <b>負債・純資産合計</b> | <b>12,396,499</b> |

開催し通知

事業報告

計算書類

監査報告

# 損 益 計 算 書

( 2019年4月1日から  
2020年3月31日まで )

(単位：千円)

| 科 目                     | 金       | 額         |
|-------------------------|---------|-----------|
| 売 上 高                   |         | 9,915,382 |
| 売 上 原 価                 |         | 8,735,654 |
| 売 上 総 利 益               |         | 1,179,728 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費     |         | 1,519,081 |
| 営 業 損 失                 |         | 339,352   |
| 営 業 外 収 益               |         |           |
| 受 取 利 息 及 び 配 当 金       | 884,117 |           |
| 設 備 賃 貸 料               | 55,237  |           |
| 貸 倒 引 当 金 戻 入 益         | 13,303  |           |
| そ の 他                   | 16,714  | 969,373   |
| 営 業 外 費 用               |         |           |
| 支 払 利 息                 | 31,011  |           |
| 設 備 賃 貸 料 原 価           | 53,491  |           |
| 関 係 会 社 貸 倒 引 当 金 繰 入 額 | 11,744  |           |
| 為 替 差 損                 | 56,559  |           |
| そ の 他                   | 28,172  | 180,979   |
| 経 常 利 益                 |         | 449,041   |
| 特 別 利 益                 |         |           |
| 投 資 有 価 証 券 売 却 益       | 13,514  | 13,514    |
| 特 別 損 失                 |         |           |
| 減 損 損 失                 | 235,517 | 235,517   |
| 税 引 前 当 期 純 利 益         |         | 227,039   |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 15,000  | 15,000    |
| 当 期 純 利 益               |         | 212,039   |

# 株主資本等変動計算書

( 2019年4月1日から  
2020年3月31日まで )

(単位：千円)

|                         | 株 主 資 本   |           |                |             |           |                 |           |             | 自己株式     | 株主資本計<br>合 |
|-------------------------|-----------|-----------|----------------|-------------|-----------|-----------------|-----------|-------------|----------|------------|
|                         | 資 本 金     | 資 本 剰 余 金 |                |             | 利 益 剰 余 金 |                 |           | 利益剰余金計<br>合 |          |            |
|                         |           | 資本準備金     | そ の 他<br>資本剰余金 | 資本剰余金計<br>合 | 利益準備金     | そ の 他 利 益 剰 余 金 | 繰越利益剰余金   |             |          |            |
| 当事業年度期首残高               | 2,295,169 | 1,157,189 | 774,366        | 1,931,556   | 189,962   | 1,000,000       | △610,928  | 579,034     | △192,286 | 4,613,473  |
| 事業年度中の変動額               |           |           |                |             |           |                 |           |             |          |            |
| 当期純利益                   |           |           |                | -           |           |                 | 212,039   | 212,039     |          | 212,039    |
| 別途積立金の取崩                |           |           |                | -           |           | △1,000,000      | 1,000,000 | -           |          | -          |
| 自己株式の取得                 |           |           |                | -           |           |                 |           | -           | △109     | △109       |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額) |           |           |                | -           |           |                 |           | -           |          | -          |
| 事業年度中の変動額合計             | -         | -         | -              | -           | -         | △1,000,000      | 1,212,039 | 212,039     | △109     | 211,929    |
| 当事業年度末残高                | 2,295,169 | 1,157,189 | 774,366        | 1,931,556   | 189,962   | -               | 601,111   | 791,073     | △192,396 | 4,825,403  |

|                         | 評 価 ・ 換 算 差 額 等 |                 |                     | 純 資 産 合 計 |
|-------------------------|-----------------|-----------------|---------------------|-----------|
|                         | その他有価証券評価差額金    | 土 地 再 評 価 差 額 金 | 評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計 |           |
| 当事業年度期首残高               | 618,909         | 321,585         | 940,495             | 5,553,968 |
| 事業年度中の変動額               |                 |                 |                     |           |
| 当期純利益                   |                 |                 | -                   | 212,039   |
| 別途積立金の取崩                |                 |                 | -                   | -         |
| 自己株式の取得                 |                 |                 | -                   | △109      |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額) | △374,537        | -               | △374,537            | △374,537  |
| 事業年度中の変動額合計             | △374,537        | -               | △374,537            | △162,608  |
| 当事業年度末残高                | 244,371         | 321,585         | 565,957             | 5,391,360 |

開催通知

事業報告

計算書類

監査報告

## I. 重要な会計方針に係る事項

### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式 … 移動平均法に基づく原価法によっております。

(2) その他有価証券

時価のあるもの …………… 決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

時価のないもの …………… 移動平均法に基づく原価法によっております。

### 2. デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法によっております。

### 3. たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品、仕掛品、先入先出法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価の切下げの方法）によっております。  
原材料及び貯蔵品 ……………

### 4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産 …………… 定率法によっております。

(リース資産を除く)

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

(2) 無形固定資産 …………… 定額法によっております。

(リース資産を除く)

(3) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産 …………… 自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 …………… リース取引期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

## 5. 引当金の計上方法

- (1) 貸倒引当金 …………… 売上債権、貸付金等の債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 退職給付引当金 …………… 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定率法により按分した額を、発生の日事業年度から費用処理することとしております。
- (3) 役員株式給付引当金 …………… 「役員株式給付規程」に基づく取締役及び上席執行役員への株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

## 6. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

### (1) ヘッジ会計の方法

#### ① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

なお、為替予約が付されている外貨建て金銭債権債務等については、振当処理の要件を満たしている場合には振当処理によっており、金利スワップ取引については特例処理の要件を満たしている場合には特例処理によっております。

#### ② ヘッジ手段とヘッジ対象

a. ヘッジ手段 …………… 為替予約

ヘッジ対象 …………… 外貨建て金銭債権債務及び外貨建て予定取引

b. ヘッジ手段 …………… 金利スワップ取引

ヘッジ対象 …………… 長期借入金利息

#### ③ ヘッジ方針

当社の規程である「デリバティブ取引管理規程」に基づき、金利変動リスク為替変動リスク低減のため、ヘッジを行っております。

#### ④ ヘッジの有効性の評価の方法

ヘッジ取引前に、有効性を検討した上で取締役会にて承認を受け、手続き及び管理は当社管理本部が行っております。ヘッジ取引以降においては、ヘッジ手段の損益とヘッジ対象の損益が高い程度で相殺される状態及びヘッジ対象のキャッシュ・フローが固定されその変動が回避される状態が、引き続き認められることを定期的に検証することとしております。また、為替予約の締結時に、外貨建てによる同一金額で同一期日の為替予約を振当てており、その後の為替変動による相関関係は完全に確保されているため決算日における有効性の評価を省略しております。ただし、特例処理の要件を満たしている金利スワップ取引については、有効性の評価を省略しております。

#### (2) 消費税等の会計処理方法

税抜き方式によっております。

#### (3) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

## II. 追加情報

### (会計上の見積り)

新型コロナウイルス感染症の影響は、現在においても継続しており、当社の事業活動にも大きな影響を及ぼしています。当社は、計算書類の作成にあたって様々な会計上の見積りを行っておりますが、新型コロナウイルス感染症の影響を会計上の見積りに反映するにあたり、主として次のような仮定を置いております。なお、以下の記載は現在の状況及び入手可能な情報に基づき、合理的と考えられる見積り及び判断を行っておりますが、新型コロナウイルス感染症の広がりや収束時期等の見積りには不確実性を伴うため、実際の結果はこれら見積りと異なる場合があります。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により売上高への影響が生じております。当社は2020年10月以降徐々に売上高が回復すると想定しておりますが、翌事業年度における当社の売上高は、当事業年度からの成長は困難である可能性が高いと見込んでおります。一部の会計上の見積りについては、このシナリオを用いて財務諸表計上額を評価しております。

当社の計算書類の作成にあたり、不確実性の高い会計上の見積りの内容は次のとおりです。

#### 1. 固定資産の減損

当社では、2020年3月末における減損損失の認識等の判定にあたって、将来キャッシュ・フローの見積りに新型コロナウイルス感染症の拡大による影響を反映しており、上記に記載した想定シナリオに基づき、将来キャッシュ・フローの見積りを行っております。

### Ⅲ. 貸借対照表に関する注記

|                                                                                                                                                                                                                                |             |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。                                                                                                                                                                                                    |             |
| 2. 有形固定資産の減価償却累計額<br>(減損損失累計額を含む)                                                                                                                                                                                              | 4,023,752千円 |
| 3. 関係会社に対する短期金銭債権                                                                                                                                                                                                              | 2,258,013千円 |
| 4. 関係会社に対する短期金銭債務                                                                                                                                                                                                              | 1,845,526千円 |
| 5. 担保提供資産並びに担保付債務                                                                                                                                                                                                              |             |
| 担保提供資産                                                                                                                                                                                                                         |             |
| 建物                                                                                                                                                                                                                             | 29,747千円    |
| 機械及び装置                                                                                                                                                                                                                         | 0千円         |
| 工具器具及び備品                                                                                                                                                                                                                       | 0千円         |
| 土地                                                                                                                                                                                                                             | 642,367千円   |
| 担保付債務                                                                                                                                                                                                                          |             |
| 長期借入金                                                                                                                                                                                                                          | 600,000千円   |
| 6. 土地の再評価                                                                                                                                                                                                                      |             |
| 「土地の再評価に関する法律」(1998年3月31日公布、1999年3月31日改正)に基づき事業用土地の再評価を行っております。再評価の方法は、「土地の再評価に関する法律施行令」(1998年政令第119号)第2条第4号に定める地価税法の路線価に基づいて算定しております。また、再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、再評価差額からこれを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。 |             |
| 再評価を行った年月日                                                                                                                                                                                                                     | 2000年3月31日  |
| 再評価を行った土地の期末における時価と<br>再評価後の帳簿価額との差額                                                                                                                                                                                           | △166,802千円  |

#### IV. 損益計算書に関する注記

1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

2. 関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高 4,721,200千円

仕入高 7,570,365千円

営業取引以外の取引による取引高 932,020千円

3. 関係会社貸倒引当金繰入額

関係会社貸倒引当金繰入額は、子会社 OKAYA LANKA (PRIVATE) LIMITEDへの短期貸付金に対するものであります。

4. 減損損失

当社は、事業用固定資産について主に拠点を基準としてグルーピングを行い、そのうち事業撤退等による意思決定を行った資産については、個々の単位で把握しております。

当事業年度において、長野技術センターの営業活動から生じる損益が継続してマイナスとなったため、長野技術センターの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しました。回収可能価額は使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローが見込めないことにより零と評価しており、割引率の記載については省略しております。

その内訳は以下の通りであります。

| 場 所    | 用 途        | 種 類       | 金 額       |
|--------|------------|-----------|-----------|
| 長野県岡谷市 | 開発設備及び共用設備 | 建物        | 749千円     |
|        |            | 機械及び装置    | 147,998千円 |
|        |            | 工具器具及び備品  | 14,172千円  |
|        |            | リース資産     | 29,800千円  |
|        |            | 建設仮勘定     | 10,376千円  |
|        |            | ソフトウェア    | 2,634千円   |
|        |            | ソフトウェア仮勘定 | 29,785千円  |
| 合計     |            |           | 235,517千円 |

## V. 株主資本等変動計算書に関する注記

- 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
- 自己株式の種類及び株式数に関する事項

| 株式の種類    | 当事業年度期首<br>株式数 (株) | 当事業年度増加<br>株式数 (株) | 当事業年度減少<br>株式数 (株) | 当事業年度末<br>株式数 (株) |
|----------|--------------------|--------------------|--------------------|-------------------|
| 普通株式 (注) | 570,919            | 291                | —                  | 571,210           |

- (注) 1. 当事業年度末の自己株式には、「株式給付信託 (BBT)」の信託口が保有する当社株式 365,400株が含まれております。
2. 普通株式の自己株式の増加291株は、単元未満株式の買取291株であります。

## VI. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の主な原因別の内訳

### 繰延税金資産

|                       |              |
|-----------------------|--------------|
| 繰越欠損金                 | 389,798千円    |
| 減損損失累計額               | 188,160千円    |
| 貸倒引当金                 | 85,141千円     |
| 退職給付引当金               | 187,059千円    |
| その他                   | 252,765千円    |
| 繰延税金資産小計              | 1,102,924千円  |
| 税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額    | △389,798千円   |
| 将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額 | △713,126千円   |
| 評価性引当額小計              | △1,102,924千円 |
| 繰延税金資産合計              | —千円          |

### 繰延税金負債

|              |            |
|--------------|------------|
| その他有価証券評価差額金 | 111,598千円  |
| 土地再評価差額金     | 137,559千円  |
| 繰延税金負債合計     | 249,158千円  |
| 繰延税金負債の純額    | △249,158千円 |

## Ⅶ. 関連当事者との取引に関する注記

### 1. 法人主要株主

法人主要株主との間における重要な取引がないため、記載を省略しております。

### 2. 子会社

(単位：千円)

| 名 称                                             | 議 決 権 等 の<br>所 有 割 合 | 関 係 内 容      |                 | 取 引 内 容                | 取 引 金 額    | 科 目                | 期 末 残 高   |
|-------------------------------------------------|----------------------|--------------|-----------------|------------------------|------------|--------------------|-----------|
|                                                 |                      | 役 員 の<br>兼 任 | 事 業 上 の 関 係     |                        |            |                    |           |
| 東 北 オ カ ヤ (株)                                   | 100%                 | 1名           | 電子部品及び<br>機器の製造 | 製 品 の 購 入<br>(注 2)     | 1,322,413  | 支 払 手 形 金          | 165,946   |
|                                                 |                      |              |                 | 資 金 の 貸 付<br>(注 3)     | 5,056,500  | 短 期 貸 付 金          | 205,672   |
| O S D (株)                                       | 100%                 | 1名           | 電子部品及び<br>機器の製造 | 製 品 の 購 入<br>(注 2)     | 595,276    | 支 払 手 形 金          | 63,544    |
|                                                 |                      |              |                 | 資 金 の 借 入<br>(注 3)     | 998,500    | 短 期 借 入 金          | 83,383    |
| 岡 谷 香 港<br>有 限 公 司                              | 100%                 | -            | 電子部品及び<br>機器の製造 | 製 品 の 購 入<br>(注 2)     | 3,980,937  | 買 掛 金              | 401,173   |
|                                                 |                      |              |                 | 資 金 の 借 入<br>(注 3)     | 2,644,379  | 短 期 借 入 金          | 513,677   |
|                                                 |                      |              |                 | 受 取 配 当 金              | 400,758    | -                  | -         |
| OKAYA LANKA<br>(PRIVATE)<br>LIMITED             | 100%                 | -            | 電子部品及び<br>機器の製造 | 製 品 の 購 入<br>(注 2)     | 1,501,451  | 買 掛 金              | 253,609   |
|                                                 |                      |              |                 | 資 金 の 貸 付<br>(注 3)     | 12,188,103 | 短 期 貸 付 金<br>(注 5) | 1,008,854 |
| 岡 谷 香 港 貿 易<br>有 限 公 司                          | 100%                 | -            | 電子部品及び<br>機器の販売 | 当 社 製 品 の 販 売<br>(注 1) | 2,419,122  | 売 掛 金              | 500,543   |
|                                                 |                      |              |                 | 資 金 の 借 入<br>(注 3)     | 1,767,149  | 短 期 借 入 金          | 41,355    |
|                                                 |                      |              |                 | 受 取 配 当 金              | 163,575    | -                  | -         |
| OKAYA ELECTRIC<br>(SINGAPORE)<br>P T E L T D    | 100%                 | -            | 電子部品及び<br>機器の販売 | 資 金 の 借 入<br>(注 3)     | 1,549,867  | 短 期 借 入 金          | 24,486    |
|                                                 |                      |              |                 | 受 取 配 当 金              | 128,133    | -                  | -         |
| OKAYA ELECTRIC<br>AMERICA, INC.                 | 100%                 | -            | 電子部品及び<br>機器の販売 | 資 金 の 借 入<br>(注 3)     | 491,981    | 短 期 借 入 金          | 54,415    |
| OKAYA ELECTRIC<br>(THAILAND)<br>C O . , L T D . | 100%                 | -            | 電子部品及び<br>機器の販売 | 当 社 製 品 の 販 売<br>(注 1) | 1,248,875  | 売 掛 金              | 248,064   |
|                                                 |                      |              |                 | 資 金 の 借 入<br>(注 3)     | 637,673    | 短 期 借 入 金          | -         |
|                                                 |                      |              |                 | 受 取 配 当 金              | 113,032    | -                  | -         |

(1) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

(2) 取引条件及び取引条件の決定方法等

(注1) 上記各社への当社製品の販売については、市場価格を参考に決定しております。

(注2) 上記各社からの製品の購入については、当社製品の市場価格から算定した価格及び各社から提示された総原価を検討の上、決定しております。

(注3) 子会社に対する資金の貸付及び借入については、市場金利を勘案して決定しております。なお、資金の貸付による担保の受入及び資金の借入による担保の提供はしていません。

(注4) 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

(注5) 当該短期貸付金に対し151,921千円の貸倒引当金を計上しております。

### 3. 役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

## Ⅷ. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 241円22銭

1株当たり当期純利益 9円48銭

(注) 株主資本において自己株式として計上されている「株式給付信託(BBT)」に残存する自社の株式は、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めており、また、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めております。

なお、1株当たり当期純利益の算定上、控除した「株式給付信託(BBT)」の期中平均株式数は365,400株であり、1株当たり純資産額の算定上、控除した「株式給付信託(BBT)」の当事業年度末の株式数は365,400株であります。

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2020年6月26日

岡谷電機産業株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 草野 和彦 ㊦  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 島 義浩 ㊦  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、岡谷電機産業株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、岡谷電機産業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2020年6月26日

岡谷電機産業株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 草野 和彦 ㊦  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 島 義浩 ㊦  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、岡谷電機産業株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第97期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

開催し通知

事業報告

計算書類

監査報告

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

開催通知

事業報告

計算書類

監査報告

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第97期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査計画（監査方針、監査実施計画、職務の分担等）を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役、執行役員等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めるとともに、社外取締役と定期的に意見及び情報の交換を行いました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、執行役員、経営監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、監査役会が定めた内部統制システムに係る監査の実施基準に準拠し、取締役、執行役員及び使用人等からその構築及び運用の状況について適宜報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容についても、指摘すべき事項は認められません。監査役会としては、内部統制システムは経営環境の変化に応じた不断の整備・強化が重要であると認識しており、今後の更なる改善取組みを監視・検証してまいります。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年6月29日

岡谷電機産業株式会社 監査役会

常勤監査役 吉村 太一 ㊟  
(社外監査役)

監査役 吉野 卓 ㊟

監査役 湯澤 公明 ㊟  
(社外監査役)

以上

## 第97回 定時株主総会継続会会場ご案内

会 場 東京都千代田区九段北四丁目2番25号  
アルカディア市ヶ谷（私学会館）6階 霧島  
電話 03 (3261) 9921

(交通)

J R中央・総武線（各駅停車）市ヶ谷駅より徒歩2分  
東京メトロ有楽町線・南北線 市ヶ谷駅（A1または1）出口より徒歩2分  
都営地下鉄新宿線 市ヶ谷駅（A1または1）出口より徒歩2分

(会場付近略図)



見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。